⑶　Nature and quantity of the goods to be purchased : About 932,000kWh Electricity to be used in Japan Post Group Matsuyama Building
⑷　Supply period : From 1 April 2018 through 31 March 2019
⑸　Supply place : By specification
⑹　Time limit for tender : 11 : 00 AM 22 January 2018
⑺　Contact point for the notice : Hiromu Noritomo, Shikoku Regional Office, Japan Post Co., Ltd. 8―5 Miyata-cho Matsuyama-City, Ehime, 790―8797 TEL 089―936―5161

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年12月1日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　吉田廣太郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
○第12号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　朝霞㉙プール新設建築工事
⑶　工事場所　東京都練馬区ほか
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区）におけるプール新設に係る建築及び土木工事並びに航空自衛隊入間基地（埼玉県狭山市）における燃料施設新設に係る土木工事
ア　陸上自衛隊朝霞駐屯地
プール新設
㋐　建築工事
構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
地上２階建て／地下１階
規模：建物延べ面積　約2,600㎡
㋑　土木工事
工事内容：附帯土木工事　一式
Ⅰ工区：防球フェンスを含めた南側の区域
Ⅱ工区：上記を除く区域
イ　航空自衛隊入間基地
燃料施設新設
土木工事
工事内容：舗装工事、雨水排水工事、撤去工事　一式
⑸　工期　平成31年11月29日まで。
ただし、入間基地については平成30年12月28日まで、朝霞駐屯地の土木工事Ⅰ工区については平成31年９月13日までとする。
⑹　本工事における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は平成30年４月１日から平成31年11月29日までとする。
⑺　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,600㎥、鉄筋　約320ｔ、鉄骨　約60ｔ、板ガラス　約80㎡
⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑼　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに
「ア　陸上自衛隊朝霞駐屯地
プール新設
㋐　建築工事
型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事」
に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。
⑽　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。
⑾　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑿　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。
⒀　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑸　平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積が1,500㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。
ア　主任技術者は、二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。
イ　監理技術者は、一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。
ウ　平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積が700㎡以上（１棟当たり）の新設建築工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。